資料３

相模湖林間公園　施設の概要

１　施設名

相模湖林間公園

２　所在地

相模原市緑区若柳１４３２番地２

３　施設内容

（１）公園種別等

ア　公園の種別　総合公園

イ　管理面積　　９７，２１７㎡

ウ　開設年　　平成９年

（２）全体の概要

施設名称	施設種類
園路及び広場	園路及び広場全般
修景施設	植栽
休養施設	ベンチ・四阿・野外卓
遊戯施設	わんぱく広場（ブランコ・複合遊具・バネ遊具・ロープのぼり・ラダー）
運動施設	野球場・テニス場・ゲートボール場（全て有料公園施設）
便益施設	便所・水飲場・時計台・手洗場・駐車場・駐輪場
管理施設	管理事務所(会議室)・多目的広場・照明施設・門・柵・車止め・案内板・制札板・園名石・給排水設備・警報設備・放送設備・分電盤・防球ネット

※　詳細は、別紙「配置図（資料４）」を参照。

（３）運動施設・駐車場について

ア　運動施設

区分	テニス場	野球場	ゲートボール場
規模・内容	2,957㎡（４面） 砂入り人工芝コート 夜間照明施設有り	16,155㎡（１面） 両翼92m　センター120m 砂混合土舗装(内外野)、観客席、ダックアウト、バックネット	2,154㎡(４面) ダスト舗装
主な種目	テニス	硬式・軟式野球	ゲートボール
申請等の方法	一般利用：原則として「相模原市総合情報システム」による申請受付		
	専用利用：施設窓口等での申請受付		

イ　駐車場

規模・内容	※A駐車場　　１４３台分の駐車スペース（４，０４７㎡） ※B駐車場　　大型バス２台分の駐車スペース（４２０㎡） ※障害者用駐車場　３台分の駐車スペース（６９㎡）

４　公園施設のうち供用期間等を設けるもの

施設名	供用時間等	休場日等
管理事務所	8 時 00 分～22 時 00 分	年末年始 （12/29～1/3）
テニス場	8 時 30 分～21 時 30 分 ※一般使用の使用時間区分 8 時 30 分～10 時 30 分 10 時 30 分～12 時 30 分 12 時 30 分～14 時 30 分 14 時 30 分～16 時 30 分 17 時 30 分～19 時 30 分 19 時 30 分～21 時 30 分	同上
野球場	8 時 30 分～16 時 30 分 ※一般使用の使用時間区分 8 時 30 分～10 時 30 分 10 時 30 分～12 時 30 分 12 時 30 分～14 時 30 分 14 時 30 分～16 時 30 分 <5 月～8 月のみ> 上記時間の他に 16 時 30 分～18 時 30 分	同上（※）
ゲートボール場	同　　上	同上
駐車場	管理事務所に同じ	同上

※　その他の公園部分については、年間を通して開放。（年末年始（12/29～1/3）を除く。）

※　指定管理者が必要と認める場合には、休場日や供用時間の変更が可能。ただし、休場日の変更及び供用時間の短縮の場合には、市の承認が必要。

※　野球場は現在、12 月 29 日から 2 月末日までの間、霜の影響等によるグラウンド不良のため、現在の指定管理者の提案により、閉鎖期間としている。

５　使用料

（１）有料公園施設

別紙「相模湖林間公園　有料公園施設の利用承認による使用料一覧（資料８）」のとおり

（２）使用料収入の取扱い

有料公園施設の使用料収入は市の収入とするが、各年度において利用件数に使用料の単価（減免が適用される場合は減免後の額。）を乗じた額に相当する額を市が指定管理者に支払う。